

令和 5 年度 第 2 回 首里城公園管理体制構築検討委員会

【資料 2】 管理運営の仕組みの見直し

1. 管理運営の仕組みの見直しのスケジュール
2. 県が直接的に関わる実施手法について
3. 新たな仕組みの導入も含めた詳細検討

1. 管理運営の仕組みの見直しのスケジュール

令和4年度の検討を踏まえ、防火管理の適切な実行体制の確保に向けた検討を進める。

令和8年度からの新たな仕組みによる運営に向けて、**令和5年度に管理運営手法の枠組みの方向性の決定**、令和6年度に庁内調整を踏まえた詳細な課題等への対応、令和7年度に仕組みの実施に向けた庁内調整や各種手続きを行う。

取組	年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
管理運営の 仕組みの見直し (制度の活用方法、 業務内容等)	制度の活用方法 の見直し方針		防火機能の向上を目指す制度(仕組み)の検討 (防火管理の適切な実行体制の確保)		継続的な改善に向けた新たな仕組みの検討 (防災・防火対策に関する公園全体の横断的な仕組み)		公園全体での 取組の実施
	業務内容(防災関連) の見直し方針		防災センター機能の役割分担を踏まえた 制度(仕組み)の検討 (消防法等の関係法令や必要な規定等の検討を含む)				
	首里城公園の防火管理のあり方の検討		※継続的な評価と検証を行い、随時、見直しと修正を行う。				
管理期間 の手続等			訓練等への参加 実践を通じた検討				
			防災関連業務の 実施体制の把握	防災の専門性の確保 に向けた手法調査等 実施手法の検討等 防災関連/運営業務	防災の専門性の確保 の取組(試行) 新たな仕組みの 全体調整等	防災の専門性の確保 の取組(試行)	
		指定管理者の選定手続等				事業者の選定手続等	
		前回の管理期間 ~R5.1.31	現在の管理期間 R5.2.1~(県営R5.4.1~) R8.3.31 (3年2ヶ月/県営3年)				次期・管理期間 R8.4.1~ R13.3.31(想定)

☆本委員会では、防火管理の適切な実行体制の確保に向けた内容を検討する。

※管理期間は国と協議

防火管理と公園管理（施設維持管理やサービス提供）の両立に向けては委員会の議論を踏まえ、庁内で議論・検討を進める。

2. 県が直接的に関わる実施手法について

県が直接的に関わる実施手法の検討

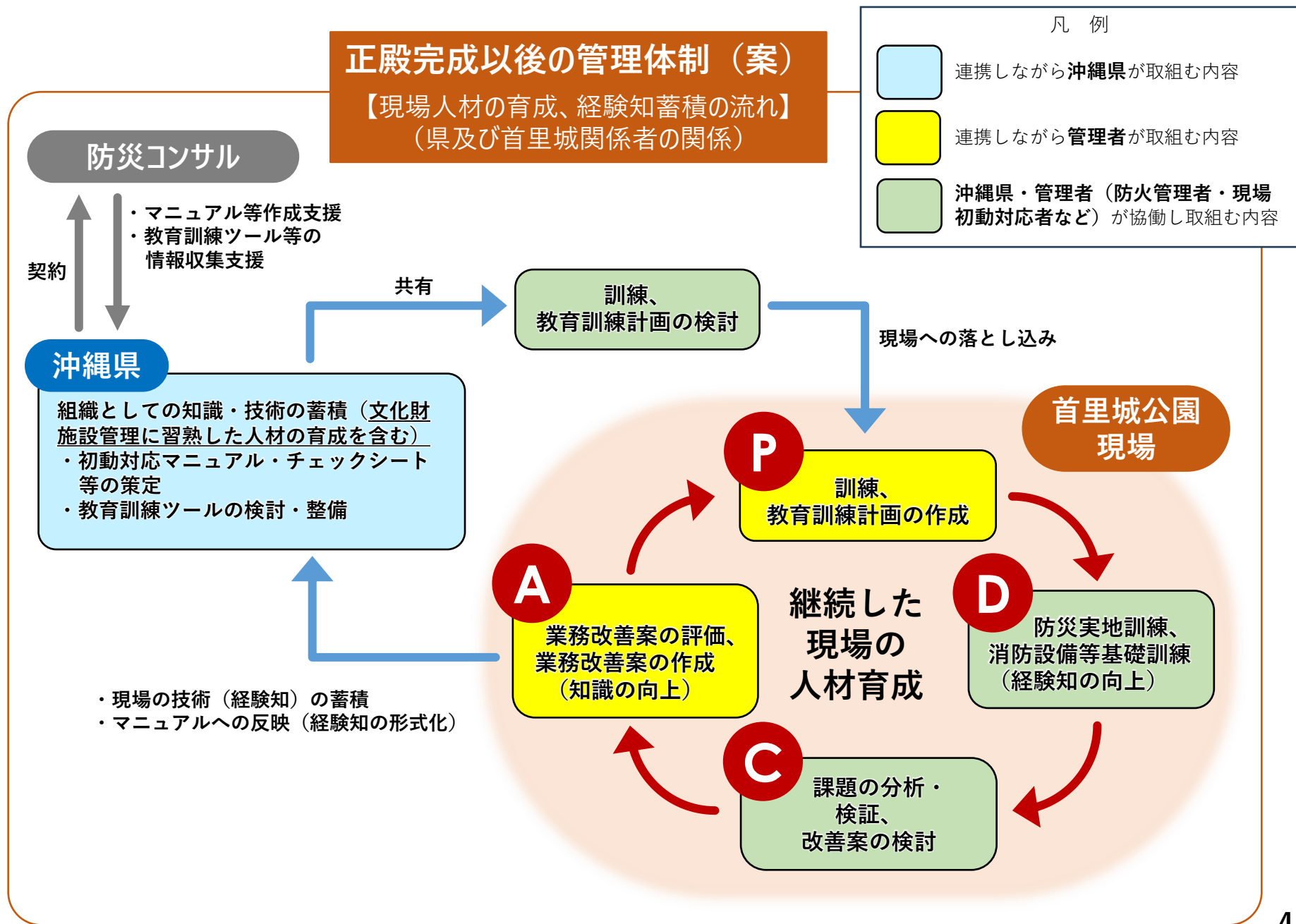
(p.1スケジュールの「実践を通じた検討」「防災の専門性の確保に向けた手法調査等」)

県組織として、首里城公園における防災や防火管理に係る専門性・現場対応等について、段階的に理解・知見を深め、関わり方を強くしていく方法について検討する。

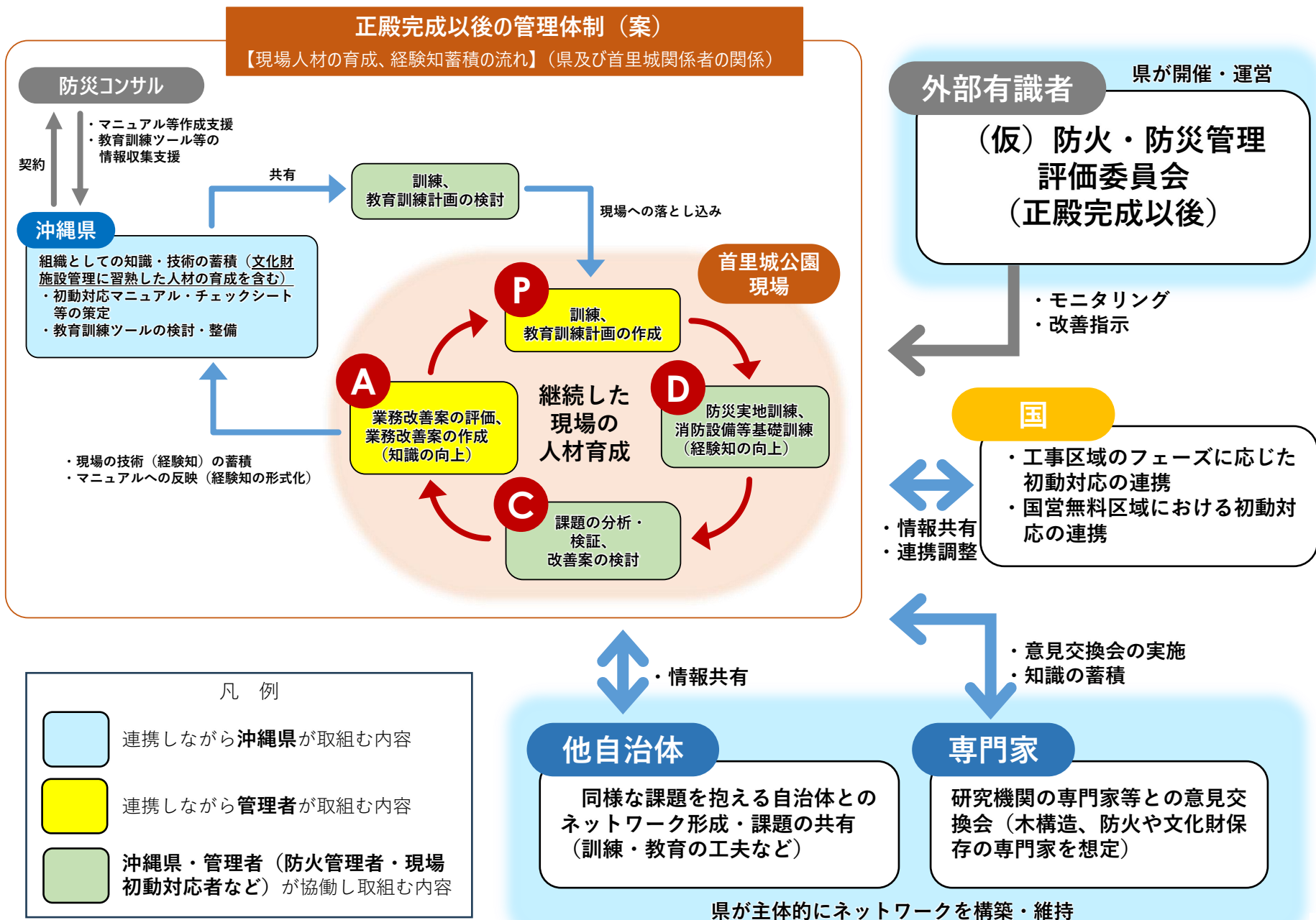
沖縄県を中心とした関連団体との関係について、下記のような役割分担を想定する。

- 1 国 : 国営無料区域や正殿単体完成以後も継続する各工事のフェーズに応じた初動対応の連携について、密に調整を行う。
- 2 沖縄県 : 組織としての技術・知識の蓄積
・初動対応マニュアルの策定・チェックシート等の策定（可視化）
・教育訓練ツール・手法の検討・整備
- 3 防災コンサル : 沖縄県のマニュアル等作成の支援及び管理者との意見交換等を踏まえた最適な教育訓練ツール・手法等の情報収集支援など
- 4 外部監修 : 現在の首里城公園管理体制構築検討委員会の継続を想定。委員の構成については、今後も続く首里城復元を見据え、今後は若手有識者も混成することを検討。
- 5 他自治体とのネットワーク : 同様な課題を持っている自治体と情報共有する関係性を築いていき、管理体制の構築へつなげる。
- 6 研究機関の専門家等 : 定期的な意見交換を行い、管理体制等に対する専門的知見を吸い上げ知識の蓄積へつなげる。（木構造・防火・文化財保護の専門家を想定）

2. 県が直接的に関わる実施手法について（現場人材の育成、経験知蓄積の流れ）



2. 県が直接的に関わる実施方法について（正殿完成以後の管理体制と関連団体等の関係）



3. 新たな仕組みの導入も含めた詳細検討

新たな仕組みの導入も含めた詳細検討（p.1スケジュールの「実施手法の検討等」）

過年度の委員会等において、現行の指定管理者制度による管理体制に対し、委員から頂いた意見・課題等については下記のとおりとなっている。

これらの意見・課題等を踏まえ、新たな仕組みの導入に向けた検討を行った。

委員会等での意見・課題等

- ① （施設管理者の）責任の所在と範囲を明確にすること
- ② 県が責任感を持って業務を遂行する仕組みを構築すること
- ③ 現行の指定管理者制度では防災管理と公園管理（施設維持管理やサービス提供）の両軸のうち、防災に関するコストが削られるかもしれない懸念
- ④ 首里城公園の防災管理は今後も管理区域が拡大していくなど変化していくことが前提である。管理期間中の変化に対応できる仕組みが必要

3. 新たな仕組みの導入も含めた詳細検討

契約形態の見直しの考え方

現行の指定管理者制度において課題となっている、防災業務における責任の所在と範囲の明確化、変化していく防災業務に対応できる仕組みを、発注手法等の組み合わせや業務の切り分けにより解決できるか検討する。

発注手法
<ul style="list-style-type: none"> 性能発注 仕様発注

契約形態
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度 業務委託（プロポ）

発注方法
<ul style="list-style-type: none"> 公募 非公募（特命随意契約）

<国営有料区域>

維持管理業務
<ul style="list-style-type: none"> 施設維持管理 安全衛生管理 その他維持管理に関する業務
運営業務
<ul style="list-style-type: none"> 入場料収受 首里城復興普及啓発 復元整備に関する展示解説等 行催事 売店営業等 広告宣伝・誘客営業活動及び利用促進計画 利用者案内・警護 その他運営に関する業務
自主事業（関連事業）
<ul style="list-style-type: none"> 企画調査研究 地域還元事業 公園関連事業



<県営区域>

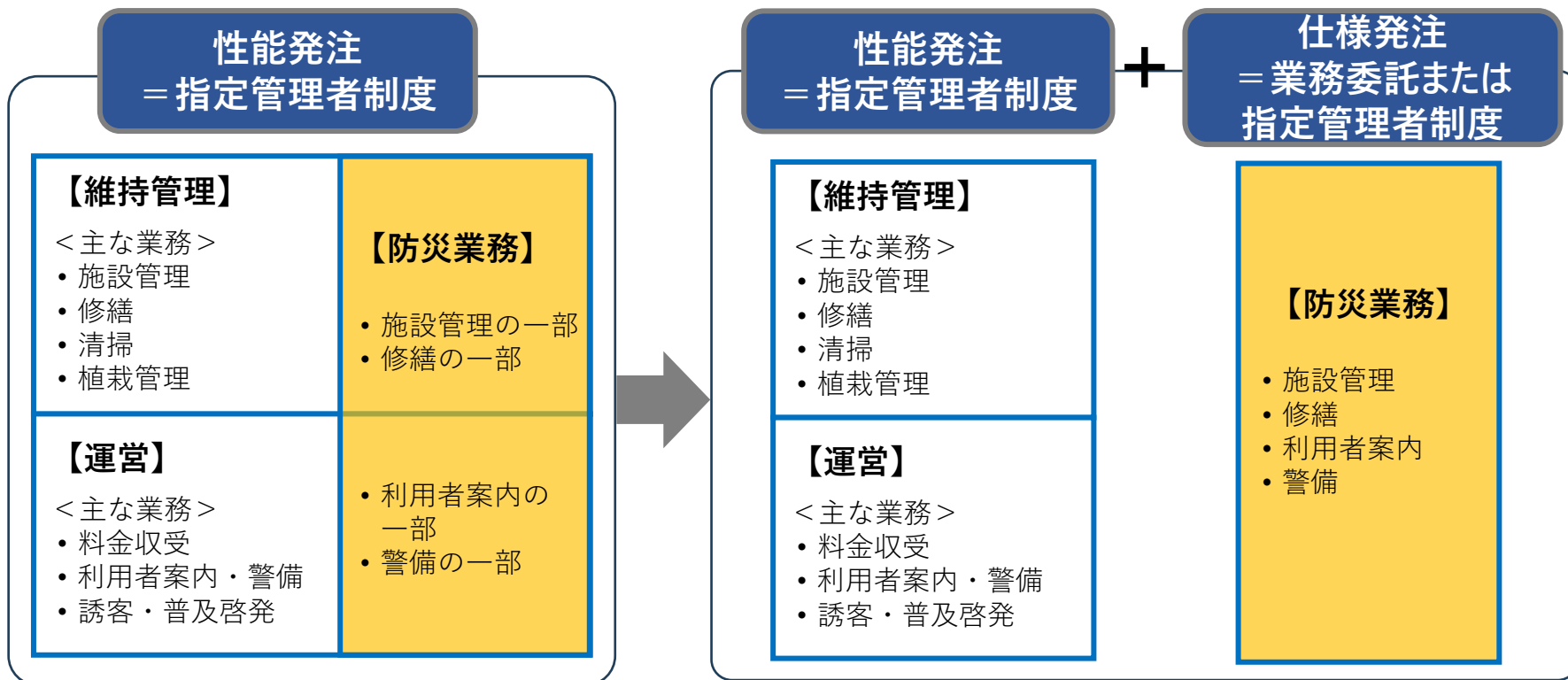
維持管理業務
<ul style="list-style-type: none"> 施設維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 清掃 植栽管理 警備及び利用者誘導 施設管理 修繕
運営業務
<ul style="list-style-type: none"> 行為の許可手続き 利用料金の徴収に関する業務（駐車料金、行為の許可）
自主事業
<ul style="list-style-type: none"> 首里杜館の売店及びレストラン 本設店舗の売店 城郭内と連携した各種イベントの開催

※下線が、防災業務を一部含んでいる業務

3. 新たな仕組みの導入も含めた詳細検討

見直し案

防災業務の切り分けを行い、仕様発注や費用の別計上等をすることにより責任の所在と範囲の明確化や、変化していく防災業務に対応できる仕組みを構築する。



- ・【防災業務】は仕様発注とし、業務の履行方法等を詳細に規定し、細部に至るまで県が管理・監督し、（仮）防火・防災管理評価委員会にてモニタリングを実施。
- ・【防災業務】に係る経費は、【維持管理】及び【運営】とは分けて計上。
- ・管理区域の拡大等防災体制の見直しが必要な場合には、変更協議を行い、仕様を変更し、必要額を増額。

- ✓ 業者の資質によらず、一定の管理レベルを確保できる。
- ✓ 県の責任と業者の責任の所在と範囲が明確化。
- ✓ 変更が生じても実行体制を確保できる。

【今後の要検討事項】

- ・防災業務の切り分け方
- ・変更時の手続き手法
- ・防災業務の財源確保策
- ・県職員体制の確保